

## 2. 障害者手帳の交付

### (1) 1. 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、疾病や事故等により、身体に永続する障害のある人で、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能及び免疫機能障害のある人に交付されます。

身体障害者手帳には、障害の程度により1級から6級までの区分があります。

手帳を取得することにより、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

手続の種類		顔写真	診断書	手帳
初めて交付申請するとき		○	○	
再交付申請	障害の程度が変わったとき	○	○	○
	障害が追加になったとき	○	○	○
	手帳を紛失したとき	○		
	手帳を破損したとき	○		○
	手帳に記載のある「再認定年月」が到来したとき	○	○	○
変更届	住所が変わったとき			○
	氏名が変わったとき			○
死亡、障害に該当しなくなったとき				○
保護者名が変わったとき (手帳所持者が18歳未満)				○

※ 顔写真について：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの

※ 診断書について：所定の診断書用紙に指定医師が作成したもの。ただし、3ヶ月以内のもの

※ 町外へ転出したときは、転出先の市町村の窓口到手帳を持参して、住所変更の届出をしてください。

《注意》

※ 手帳の他人への譲渡や貸与はできません。

※ 障害者本人が障害を有しなくなったとき又は死亡したときは、速やかに手帳を返還してください。

### 2. 診断料の助成

手帳の交付を申請する人（新規申請者、再交付申請者等）で、市町村民税非課税世帯に属する人に対して、手帳交付の申請の際に要した診断料を助成します。（ただし、生活保護世帯に属する人は除きます。）

なお、申請には、医療機関の領収書、振込口座の確認できるものが必要です。